令和８年（フ）第２３４４号
横浜市戸塚区上倉田町1292番地　プリオル大仁103号
債務者　仲田　達紀
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２１号
横浜市旭区東希望が丘222番地18　パッションハイツ201
債務者　児玉　友樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４８号
神奈川県藤沢市白旗４丁目12番61号　ベルピア藤沢善行第４　101号室
債務者　戸田　葉子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５６６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目２番２―304号
債務者　宮沢　育恵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９９号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目５番16号　小倉方、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番48号　ジュネス茅ヶ崎102
債務者　倉石由希絵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１９号
京都市右京区梅津北浦町１番地５　メゾンこやま北棟　401
債務者　尾﨑美登里
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
京都府福知山市字天田72番地
債務者　松岡　正明（旧姓上原）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第４８号
京都府福知山市字天田72番地
債務者　松岡　由美（旧姓上原）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１０４７号
広島市中区舟入幸町16番16―203号
債務者　佐々木　緑
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１５号
広島県山県郡北広島町蔵迫1398番地　（仁愛園）
債務者　日野森博枝
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５１号
広島県安芸郡府中町山田２丁目５番13―302号
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
福島県郡山市安積二丁目369番地の３　グランベリー208号
債務者　坪井有羽美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１１０号
広島市中区土橋町６番16―404号
債務者　白尾須賀子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３６号
広島市東区戸坂出江１丁目１番21―301号
債務者　縫部　正弘
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５０号
広島市佐伯区五日市１丁目１番３―204号
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４号
栃木県足利市五十部町800番地
債務者　小島れい子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３５号
栃木県足利市朝倉町２丁目11番地11
債務者　嶋田　紀江
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
宇都宮地方裁判所足利支部